

## 神戸市会会派専属政務調査員の配置及び調査活動等に関する要綱

昭和 57 年 3 月 25 日  
市会運営委員会理事会決定

改正 昭61.10. 9, 平24. 3.28, 平25. 2.22

(趣旨)

- 1 この要綱は、神戸市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月条例第36号）第3条第2項に規定する会派専属政務調査員（以下「政務調査員」という。）の配置及び調査活動等に関して必要な事項を定めるものとする。

(配置対象)

- 2 交渉団体（所属議員5人以上）である会派は、政務調査員を配置することができる。

(配置人数)

- 3 各会派における政務調査員は、各会派に所属する議員数に応じ、次に掲げる数を限度として配置することができる。

(1) 会派に所属する議員の数が5人以上10人未満である場合にあっては、1人

(2) 会派に所属する議員の数が10人以上である場合にあっては、前号に掲げる政務調査員の人数に当該会派に所属する議員の数から5を控除した数を5で除して得られた数（1に満たない端数は、切り捨てる。）を加算した人数

(雇用)

- 4 政務調査員は、各会派の責任において雇用し、配置するものとする。

(届出)

- 5 政務調査員を配置したときは、会派の代表者は速やかに議長に届け出なければならない。

また、政務調査員に異動があったときも同様とする。

(政務調査員証等)

- 6 前項の届け出があったときは、議長は政務調査員証、傍聴証及び政務調査員名札を交付する。

- 7 政務調査員が調査活動を行う場合には、常に政務調査員証を携行し、併せて政務調査員名札を着用しなければならない。

(傍聴)

- 8 政務調査員は、全体議員総会及び実行委員会についても傍聴できるものとする。

(その他)

- 9 この要綱に定めるもののほか、政務調査員の配置及び調査活動に関して必要な事項は議長が決定する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。